

毎週火、金曜日発行（但休日）に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 鳥取県納税貯蓄組合規則の一部改正
- ◇告示 米飯提供業者の登録
- 米飯提供業者の営業所変更
- 小売販売業者甲の臨時登録
- 豚移入禁止区域の解除
- 土地の公用廃止
- 公有水面埋立の免許
- 土地收用法による立入りの許可

規則

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十二年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県規則第四十一号

鳥取県納税貯蓄組合規則の一部を改正する規則

鳥取県納税貯蓄組合規則（昭和三十年五月鳥取県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「組合員数」を「組合員数（県税を納める者。以下同じ。）」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

（補助金の計算期間等）

第六条 補助金の交付に関する計算期間については、毎年十月から翌年九月までとし、その交付の時期は計算期間終了の年の十一月末日までとする。

（補助金の交付基準）

第七条 補助金は、次の各号によつて算出した金額の合計額を限度として交付する。ただし、第一号に掲げる補助金の交付については、新たに設立した組合にあつては設立年度に限り一組合につき千円をあわせて交付し、第二号に掲げる補助金の交付については、個人県

民税にかかるものを除くものとする。

- 一 組合員数によるもの
 - 組合員数二十人以上五十人未満 年額 四百円
 - 組合員数五十人以上百人未満 " 八百円
 - 組合員数百人以上 " 千二百円
- 二 納期限内納付(納入)率によるもの
 - 納期限内納付(納入)率五十パーセント以上八十パーセント未満のもの 納付(納入)税額の百分の一
 - 納期限内納付(納入)率八十パーセント以上百パーセント未満のもの 納付(納入)税額の百分の一・五
- 三 納入(納入)率百パーセントのもの
- 四 前項の納期限内納付(納入)率とは、前条の計算期間中において納期限の到来した税額の合計額で、当該税額中それぞれその納期限内に法第六条第一項の規定による納付委託により納付(納入)のあつた税額の合計額を除いて得た割合とする。

第八条ただし書を削る。
様式中「第五号様式その一」を「第五号様式」に改め、第五号様式その二を削る。

この規則は、昭和三十二年十月一日から施行する。

告示

鳥取県告示第四百七十四号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の四の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十二年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	氏名	名称又は屋号	住所	営業所の所在地
七五七	木原季雄	花柳	八頭郡智頭町	住所に同じ

鳥取県告示第四百七十五号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第三十五条の二の三項の規定に基き、次のとおり米飯提供業者の営業所変更を承認した。

昭和三十二年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

登録番号	氏名	旧営業所	新営業所
第六八号	池上松子	鳥取市東品治町一〇七	鳥取市吉方二九七

鳥取県告示第四百七十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第百三十三号)第十九条第一項の規定に基き、次のとおり小売販売業者甲の臨時業者登録をした。

昭和三十二年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

- 一 登録した業者
 - 登録番号 第三八八号

氏名 前谷美知江

営業所所在地 米子市茶町一六

事業区域 米子市第一

二 廃業した業者

登録番号 第九三号

氏名 藤谷 巖

営業所所在地 米子市茶町一六

鳥取県告示第四百七十七号

昭和三十二年六月二十八日鳥取県告示第百五十八号(豚の移入禁止区域の指定)は廃止する。

昭和三十二年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第四百七十八号

次の土地は、その公用を廃止する。

昭和三十二年九月二十七日

鳥取県知事 遠藤 茂

一 米子市赤井手字西中嶋ノ下六百参拾八番ノ四及び六百参拾八番ノ内式
道路 面積 二十六坪三合六勺

(關係函面は、県土木部管理課に保管)

鳥取県告示第四百七十九号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の規定により次のように公有水面の埋立を免許した。

昭和三十三年九月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 埋立の場所 倉吉市服部黒見ヶ淵反十日田
- 二 埋立の面積 一、一三四坪
- 三 埋立工事の着手期限 昭和三十三年八月二十日
- 四 埋立工事のしゅん功期限 昭和三十三年十二月三十一日
- 五 埋立の目的 耕地造成
- 六 埋立の免許を受けた者 倉吉市服部 關係部落代表者 田中幸市

鳥取県告示第四百八十号

土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第十一条第一項の規定により次のように許可した。

昭和三十三年九月二十七日

鳥取県知事 遠 藤 茂

- 一 起業者 中国電力株式会社
- 一 事業の種類 旧公益事業令による電気工作物の設置に関する事業
- 一 立入るべき土地の区域 鳥取市 岩美郡 国府町 八頭郡 河原町、郡家町、船岡町、若桜町、用瀬町、智頭町、八頭村、丹比村、佐治村
- 一 立入るべき期間 許可の日(昭和三十三年九月二十四日)から二年間

昭和四年四月十五日第三種郵便物

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 取 県 印刷所